

成年後見制度とは？

認知症や知的障害、精神障害などにより自分ひとりで物事を決めることが難しくなったり、正しい判断が十分にできなくなったりした場合、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が本人の意向や生活環境に配慮しながら財産の管理や介護サービス等の契約を行い、ご本人の権利を守りながら生活を支援する制度です。



任意後見制度とは？

十分な判断能力があるうちに、将来、認知症などにより判断能力が低下した場合に備え、あらかじめ自らが選んだ代理人に、どのような支援をしてもらうかを決めておく制度です。



お気軽にご相談ください

柏崎市権利擁護センター

☎ 0257-22-1411

(柏崎市社会福祉協議会 生活支援係)

住所 柏崎市豊町3-59

利用日 月～金（土日祝休）

8:30～17:15

H P <https://www.syakyou.jp/>



柏崎市

権利擁護
センター

～地域で安心して
生活していくために～



柏崎市社会福祉協議会
生活支援係

事業内容

相談支援

成年後見制度利用に関する相談をお受けします。制度を利用するための手続きや、申立てに関するアドバイスを行います。電話、窓口でお気軽にどうぞ。

広報啓発

成年後見制度をより多くの方に知っていただくために、研修会や説明会を行います。無料で出張相談会も行いますので、お気軽にご相談ください。

後見人等支援

市内で活躍する後見人等の支援を行います。ご家族の後見人等になられ、活動で不明な点がありましたらぜひご相談ください。

市民後見人の養成

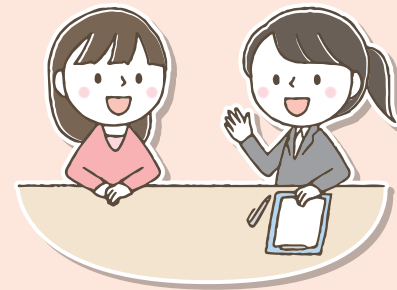
市民後見人養成講座を開催します。当会で受任する方々の法人後見支援員として活動していただきます。開催期間や定員など詳しい情報に関しては、センターまでお問い合わせください。

「困ったなあ」を一緒に考えます！

最近、物忘れがあり、財産管理がうまくできないなあ。一人暮らしだし、誰かに相談したい。

障害を持つ我が子の、親亡き後が心配…今から準備できることってあるのかな？

成年後見制度ってなんだろう。自分や家族も使えるのかな？



権利擁護センター

協議会

医師、専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士）、地域包括支援センター、介護支援専門員、相談支援専門員など

連携

家庭裁判所

相談

本人
家族
支援者

連携

行政

連携

協議会とは、市内の法律・福祉の専門職や関係機関が集まり、相互に連携・協力して課題の共有や検討、調整、解決に向けて協議していく場です。